

令和8年9月播磨町議会定例会
一般質問通告書

兵庫県播磨町議会

令和 8 年 9 月 播磨町議会定例会 一 般 質 問 通 告 書 目 次

質問日	順番	会派・議員名	ページ
9 月 8 日（火）	1	公明党 木村 晴恵	1
〃	2	チーム新星 神吉 史久	6
〃	3	（無所属） 竹内 基就	9
〃	4	（無所属） 浅原 俊也	12
9 月 9 日（水）	5	播磨町民の会 板谷 良祐	16
〃	6	（無所属） 小原 健一	25
〃	7	公明党 大瀧 金三	29

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

公明党 木村 晴恵

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 教職員の負担軽減に関する業務改善について	町 長

1 教職員の負担軽減に関する業務改善について

はじめに、このたびの令和8年熊本地震並びに令和8年8月千葉豪雨などにより、お亡くなりになられた方々、被災された全ての皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今なお厳しい残暑の中、不自由な避難生活を余儀なくされている方々や懸命に復旧・復興作業に尽力されている被災者の皆様をはじめ、全国から駆けつけている関係者の皆様の安全と健康を祈るとともに、一日も早い復旧・復興と日常が戻ることを心より願うばかりです。

平成28年度に文部科学省が公立小中学校の教員を対象に実施した「教員勤務実態調査」により、教員の過酷な勤務実態が明らかになりました。これを受けて、平成29年6月に文部科学大臣が中央教育審議会へ、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問しました。平成31年1月に中央教育審議会が答申を出し、学校における働き方改革の実現に向けた方向性が示されました。その答申に基づき同年1月「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、働き方改革が進められています。

この答申では、「教師以外が担った方が児童・生徒に対してより効果的な教育活動を展開できる業務や、教師が業務の主たる担い手であっても、その一部を教師以外が担うことが可能な業務は少なからず存在している」と指摘されています。

学校及び教師が担う業務は「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」という3分類、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に整理されました。令和4年度の同調査では、平日・土日ともに全ての職種において在校等時間が前回より減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い実態にあるという結果が示されました。こうした背景には、業務の多様化、複雑化があると言われております。

令和7年、「学校・教師が担う業務に係る3分類」がアップデートされ、3分類の項目の名称が「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に変更されています。

以上のことから本町においても、現在学校現場では、授業や教材研究、児童・生

徒への指導、相談、保護者対応などなど、本来の教育活動に加えて、様々な事務や管理業務を教職員が担っていると認識しています。

特に、学校徴収金の徴収、管理、会計処理、未納者への対応、業者への支払い、物品管理などについては、教員の専門性を必要とする教育活動とは性質が異なるものもあります。

播磨町では、令和5年4月から学校給食費を公会計化しています。令和5年度の施政方針では、この公会計化について、「教職員の負担を軽減し、子どもたちに向き合う時間を確保する」ことを目的の一つとして明確に示しています。

全く同感で、非常に重要なことだと考えます。つまり、本町が、学校給食費の徴収・管理業務を学校現場から切り離すことが、教職員の負担軽減につながると認識し、実際に公会計化を実施したということではないでしょうか。

（１）学校給食費の公会計化による効果について

播磨町では、令和5年4月から学校給食費を公会計化していますが、公会計化によって、学校や教職員の事務負担は具体的にどの程度軽減されたのでしょうか。以下の点について伺います。

- ① 公会計化する前と比較して、学校や教職員の事務負担はどうなったのか。
- ② 具体的に学校現場で削減された業務などは。
- ③ 教職員の事務時間はどう変わったのか。
- ④ 学校給食費未納者への対応などはどうしているのか。
- ⑤ 会計処理などはどうなっているのか。
- ⑥ 保護者とのやり取りの現状とその課題は。
- ⑦ 以上についての、その効果の具体的な検証と評価は。

（２）学校徴収金について

文部科学省は、令和7年4月「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」という通知を出しています。この通知では、学校徴収金について、「学校・教師の業務負担の軽減等の観点から、学校給食費以外の学校徴収金について公会計化し、その徴収・管理を地方公共団体の業務として行う」ことや、「学校を經由

せず、保護者と業者等の間で直接支払い等を行う」といった取組を推進しています。国は学校徴収金についても、「学校や教員が徴収・管理するのではなく、学校以外が担う仕組みに変えていく」という方向性を示しています。

そこで、現状について伺います。

- ① 徴収額の決定や集金、入金の確認などはどう行っているのか。
- ② 保護者への案内や学校徴収金未納者への連絡方法は。
- ③ 会計処理や業者への支払い、帳簿管理と決算・監査等それぞれ誰が担っているのか。
- ④ 上記について、教職員がこれらの業務に年間どの程度の時間を費やしているのか。

(3) 民間事業者への外部委託について

本町は令和8年度、播磨西小学校のプールの老朽化への対応として、水泳授業の指導を試行的に民間事業者へ委託する予算を計上しています。また、プログラミングドローン授業についても、民間ドローンスクールへの委託を行っています。

既に、「学校で行う業務だから、全て学校の教職員が担う」という考え方ではなく、「専門性を持つ民間事業者に任せることで、教育の質や安全性を確保する」という考え方を取り入れていると認識しています。

この考え方を教育活動以外の事務・管理業務にも広げることができるのではないかと思います。例えば、教員が会計処理をするよりも会計の専門業者に任せる、教員がする物品管理を、専門の管理業務事業者に任せるなど、そうすることで、先生方はより多くの時間を子供たちと向き合うために使うことができるのではないのでしょうか。

教職員の負担軽減は単に先生方の仕事を減らすことだけではないと考えます。先生方が事務作業に費やしている時間を減らすことができれば、その時間を、「授業準備」「教材研究」「児童・生徒への指導」「子供たちとの会話」「保護者とのより質の高い連携」などへ、振り分けることもできるのではないのでしょうか。

そこで、町の考えを伺います。

- ① 「教員が担うべき業務」「学校事務職員等が担う業務」「教育委員会・町が担う業務」「民間事業者へ委託できる業務」に分類して、「民間事業者へ委託できる業務」を専門の民間事業者に委託する考えは。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

チーム新星 神吉 史久

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 高潮・津波対策について	町 長
2 職員の町内居住促進について	町 長

1 高潮・津波対策について

令和8年は7月28日に令和8年熊本地震が、また、8月13日に千葉県、8月27日に石川県・富山県、8月30日には福井県で豪雨災害が発生し、それ以外にも震度5クラス以上の地震や1時間に100ミリメートルを超えるようなゲリラ豪雨による被害が日本各地で起こっています。被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

播磨町では、避難所となる学校施設への空調設備の整備やマンホールトイレの整備、浜田雨水ポンプ場の整備、給水車の購入など防災・減災のために様々な取組を実施していることは評価しているところです。しかし、いつどのような災害が起こるか分かりません。災害に対する備えを確認する意味も込めて、今回は高潮・津波対策を中心に、以下の質問をします。

- ① 浜田公園内に河口がある才田川にはフラップゲート等の高潮・津波対策が施されていませんが、対策を行う考えは。
- ② 浜田公園北側の防潮堤は、現在でも防災・減災施設としての機能を有していると考えられているのか。
- ③ 前項の防潮堤が防災・減災機能を有しているのであれば、数か所ある通行用の切れ目には、どのような対策を行うのか。
- ④ 高潮警報・高潮特別警報による避難指示発令時には、沿岸部に面した古宮7丁目・本荘1丁目・本荘2丁目・本荘3丁目・本荘4丁目・宮西3丁目の住民にはそれぞれどこへの避難を求めるのか。
- ⑤ 津波警報・大津波警報による避難指示発令時には、前項で問うた沿岸部に面した地域の住民にはそれぞれどこへの避難を求めるのか。
- ⑥ 津波避難目標地点として、大中遺跡公園と野添北公園を指定しているが沿岸部からは最長3キロメートル程度となり、高齢者や乳幼児にとっては徒歩での避難が困難だと思われます。実際、「大中遺跡までは行けないから避難しない」といった声も聴きます。まずは、近くの学校施設へ避難し、そこからは状況に応じてさらに標高の高い避難場所へ避難するといった段階的な避難の仕組みを整備する考えは。
- ⑦ 災害時の避難においては、交通渋滞による逃げ遅れ防止や緊急車両等の通行の妨

げにならないように車両を使わない避難が原則ですが、前項で述べたように長距離の避難が必要など居住地域によって車両での避難の必要性が異なってくると思われます。そうした、居住エリアや避難者の特性に応じた車両利用も含む避難指針やルールを策定する考えは。また、車両による避難には駐車スペースの問題もあるので、近隣自治体や大型商業施設等と車両の一時避難場所提供のための協定締結は考えられないのか。

- ⑧ コロナ禍以降、高潮・津波に限らず被災後の避難生活において車中泊を選択する方が増えています。今後、播磨町で災害が発生した場合に備え駐車スペースの確保や、車中泊をする避難者への支援体制を整備する考えは。

2 職員の町内居住促進について

町職員が、町内に居住することには様々なメリットがあると考えられます。災害時にいち早く参集でき対応できる。自ら町民として生活することで、町の施策の問題点に気づくことができる。播磨町についてより深く知ることができる。自治会等の地域活動の担い手として期待できる。などが挙げられます。

もちろん、それぞれの職員に事情があり町内居住を求めることはできませんし、業務外において過度の期待はするべきではないと思います。

また、令和7年12月定例会の浅原議員の一般質問での答弁から、播磨町在住の職員は61名、過去5年間の新規採用職員の58名のうち、町内在住者は23名と低い水準ではないことは理解していますが、播磨町に住み続けることや町外から移住する職員が増えることを期待して、以下の質問をします。

- ① 域内居住と域外居住で住居手当に差を設けている自治体もあります。神戸市では、市内に限り持家に月額4,000円を支給し、賃借には市内と市外で月額4,000円の差があります。播磨町でも町内に居住する職員にこうしたインセンティブを与えることは有効ではないかと考えますが、町の考えは。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

無所属 竹内 基就

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 町内の公共施設にネーミングライツ導入を	町 長
2 ゲリラ豪雨対策の強化を	町 長

1 町内の公共施設にネーミングライツ導入を

近年、市区町村が所有する公共施設等にネーミングライツを導入する例が増えています。隣接市である加古川市においても令和6年以降、加古川市立日岡山体育館などにネーミングライツを導入しているほか、市川町でも導入を決定するなど県内でも導入の動きが進んでいます。自治体はネーミングライツを導入することにより施設の維持管理や改修費などの負担を軽減でき、財政面でのメリットが期待されます。一方、ネーミングライツを購入した企業側にとっても宣伝効果が期待できるため、双方にとってメリットがあると考えられます。

そこで、ネーミングライツ導入に向けての本町の考えを問います。

- ① 令和6年12月定例会でも他の議員より一般質問の議題として挙げられていましたが、その当時と比べてネーミングライツ導入に向けての具体的な動きや検討の進展はありますか。また、検討が進んでいない、あるいは導入を見送っているとしたらその理由は。
- ② 加古川市では現在、駅の自由通路から公園などを含めた274箇所を対象にネーミングライツパートナーを募集しています。もし本町で導入するとすればどれくらいの箇所数を検討しているのですか。
- ③ ネーミングライツを導入した場合、どれほどの収入が見込まれるのか試算していますか。またその推定額は。
- ④ 導入する場合、契約期間は何年程度が妥当と考えられますか。

2 ゲリラ豪雨対策の強化を

近年、猛暑とともに急な大雨による災害も目立つようになっていきます。この8月にも千葉県で13人の死者を出す痛ましい豪雨災害が発生し、関西でも一時「レベル4大雨危険警報」が発令される事態も起きました。幸い近年の播磨町は大きな水害による被害は起きていませんが、気候変動も考慮すれば地震や火災と同様にいつどこで豪雨災害が起こるか分からなくなりつつあります。

そこで、本町としての豪雨災害への対策について質問します。

- ① 近年の豪雨災害では大きな河川の氾濫によるものだけでなく、下水道などの処理能力を超える雨水による内水氾濫が大きな被害につながることもあります。播磨町で内水氾濫が発生する可能性はないのですか。
- ② 播磨町西部を中心に洪水による浸水の想定エリアがありますが、浸水時の対応は。
- ③ 播磨町では、千葉県で豪雨災害を受けてのハザードマップ見直しの可能性はありますか。
- ④ レベル4大雨危険警報発令時や豪雨災害を想定した防災訓練の実施は。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

無所属 浅原 俊也

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 町政の展望について	町 長
2 地域公共交通の充実を	町 長

1 町政の展望について

佐伯町長は、令和8年7月の町長選挙で再選され、2期目の町政をスタートされました。2期目の就任に当たり、「播磨町をもっと元気に、もっと魅力あふれるまちに」という強い思いと、1期目の成果を土台に、将来を見据えた「新たなまちづくり」を進める決意であると認識しています。

また、令和8年度の施政方針では、「躍進の年 共に育ち 共に守り 共に創る ～元気がめぐるまち～」を掲げ、住民・企業・議会・行政が「ワンチーム」でまちづくりを進める姿勢を示しています。

第5次播磨町総合計画後期基本計画では、3つの基本政策と6つの方向性、そしてそれらにひもづく取組が示され、これらの課題への対応が特に注目されるところです。

そこで、2期目の町政を担うに当たっての考え方、また将来への町づくりの展望についてお尋ねします。

① 「ワンチームはりま」でのまちづくりについてですが、地方自治体では首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度、二代表制をとっています。この二代表制は首長、議会が共に住民を代表するところにあります。すなわち、私たち議会が、町長と相互に緊張関係を保ちながら、町の運営の基本的な方針を議決することにより、町長と対等の機関として、町長の執行を監視すること。また、政策提案を通して、政策形成の礎を築くことが、二代表制の本旨です。つまり制度上、町長と議会は同じチームであってはいけません。別のチームであることが必要とされています。このことを踏まえ「ワンチームはりま」の主旨と議会との関係についての町長の考え方は。

② 令和8年7月臨時会において議会の任命同意を受け、8月1日から新しい副町長となり新体制がスタートしていますが、副町長交代の経緯は。また今回、町職員から副町長を選任した理由並びに田中氏を抜擢した理由は。

③ 兵庫県最後の村「阿閑村」から「播磨町」になって65年が経とうとしています。播磨町はまだまだ発展する可能性が十分にある町であるため、「加古郡播磨町」から「市」へ移行する考え及び展望は。

④ 土山駅北周辺地区まちづくり事業について、進捗状況及び今後の展開は。

- ⑤ 第5次播磨町総合計画後期基本計画において、市街化調整区域を新たに土地利用検討ゾーンとして位置づけているが、町の東側、明石市との境界にある市街化調整区域について、まちづくりの方針及び進捗状況は。
- ⑥ 同じく町の西側、加古川市との境界にある市街化調整区域について、まちづくりの方針及び進捗状況は。
- ⑦ 妹池について、ウォーキング等ができるように提体を整備するなど、住民に親しみのある池として活用する考えは。

2 地域公共交通の充実を

播磨町は、面積が小さく人口密度が高い町で、JR土山駅と山陽電鉄播磨町駅があり、限られた路線ですが民間の路線バスなど一定の公共交通の基盤はあります。

しかし、全ての住民が、駅や路線バスを便利に利用できるわけではありません。

高齢者や免許を持たない住民への対応、既存の路線バスの維持、地域による交通利便性の格差が課題となっています。

そこで、これらの課題を解決すべく、コミュニティバスの導入について、議会でもこれまでに多くの議員が取り上げ、また先進地への視察等も行っており参りました。

私は、本町においてもコミュニティバスは必要と考えます。しかし、一方で導入費用や運行費用などの財政上の問題、運行事業者や運転士の確保、今運行している路線バスとの役割分担など、解決すべき問題は多くあります。このため、コミュニティバス導入の決定には町の強い意志と覚悟が必要であり、相当の時間がかかることも理解をすることがあります。

そこで、喫緊の課題として、高齢化や既存バス事業を取り巻く厳しい状況などを踏まえ、全てをコミュニティバスで解決するという考え方ではなく、既存の鉄道や民間バス、タクシー、近隣地域公共交通、福祉や企業の送迎車両などを組み合わせた、実現かつ持続可能な交通体系を構築していくことも重要であると考えます。

そこで、次の質問をします。

- ① 令和6年10月から運行を始めた加古川市のコミュニティバス「かこバスミニ・平岡東南ルート」は一部ですが町内を通り、住民には大変喜ばれています。運行開

始から約2年が経ちますが、当該路線は今後も持続可能な路線なのか。

- ② 「かこバスミニ・平岡東南ルート」導入時に大中地区への乗り入れが実現されました。今後、さらに兵庫県立東はりま特別支援学校まで路線を延長する考えは。
- ③ 町内の「かこバス」停留所に椅子や風雨除けのシェルターなどを設置する考えは。
- ④ 令和8年度の主要事業として、新たな交通システムの導入に向けた実証実験に着手するとあるが、実証実験の進捗状況及びその成果と課題は。
- ⑤ 明石市が運行しているコミュニティバス「T a c oバス」との連携の考えは。
- ⑥ タクシーチケットをさらに充実する考えは。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

播磨町民の会 板谷 良祐

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 個別避難計画の実効性について	町 長
2 土山駅北周辺地区まちづくり事業及び 庁舎建て替えを踏まえた持続可能な財政運営について	町 長

1 個別避難計画の実効性について

近年、全国各地で線状降水帯による豪雨災害や大型台風、さらには阪神・淡路大震災、能登半島地震をはじめとする大規模地震が相次いで発生し、多くの尊い命が失われています。令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、多くの方が被災され、現在もなお困難な状況の中で生活されている方が少なくありません。

こうした災害が発生するたびに、改めて浮き彫りとなるのが、「避難したくても避難できない人」をいかに守るかという課題です。

災害は、全ての人に同じように襲いかかります。しかし、その影響は決して平等ではありません。高齢者、障がいのある方、医療的ケアを必要とする方、認知症の方など、自力での避難が困難な方々は、災害時に特に大きな危険にさらされます。実際、過去の災害では、犠牲者の多くを高齢者が占めており、避難支援の重要性が繰り返し指摘されてきました。

こうした教訓を受け、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村には避難行動要支援者一人一人に応じた「個別避難計画」の作成が努力義務として位置づけられました。

個別避難計画は、支援を必要とする方ごとに、誰が支援し、どこへ、どのような経路で避難するのかをあらかじめ整理し、災害発生時に迅速かつ確実な避難につなげるための重要な仕組みです。

しかしながら、計画は作成しただけでは意味がありません。災害発生時に実際に機能し、一人でも多くの命を守ることができて初めて、その目的が果たされます。

全国の自治体では、個別避難計画の作成が進められている一方で、避難支援等実施者が見つからない、計画が更新されていない、地域で十分に情報共有されていない、避難訓練が実施されていないなど、様々な課題があります。「計画はあるが、実際には避難できなかった」という事態は、決してあってはなりません。

本町においても、決して例外ではありません。本町は瀬戸内海に面し、南海トラフ巨大地震が発生した場合には津波の影響も想定されています。また、近年の集中豪雨の頻発を踏まえれば、河川の氾濫や内水氾濫への備えも重要性を増しています。さらに、高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、地域で避難を支える体制づくりはこれまで以上に重要な課題となっています。

一方で、地域では自主防災組織の担い手不足や高齢化も進んでいます。避難支援を担う側も高齢化している現状を考えると、「誰が助けるのか」「本当に災害時に支援できるのか」という現実的な課題に向き合わなければなりません。

個別避難計画は、行政だけで完結するものではありません。自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、播磨町社会福祉協議会、ケアマネジャーなどの福祉専門職、さらには地域住民が連携することによって初めて実効性を持つものと考えます。

また、計画は一度作成すれば終わりではありません。高齢者の身体状況や要介護度、避難サポーターの変更、転居、医療情報など、対象者を取り巻く状況は日々変化します。そのため、定期的な見直しと情報更新、そして実際に避難できるかを確認する訓練を継続して行うことが不可欠です。

防災対策において最も重要なものは、「もし災害が起きたら」ではなく、「災害は必ず起こる」という前提で備えることです。

個別避難計画についても、書類として整備されているだけでは十分ではありません。災害時に確実に機能し、支援を必要とする方の命を守ることができる体制が整っているのか、その実効性を常に検証し、改善していくことが行政の重要な責務であると考えます。

そこで今回は、本町における個別避難計画について、単なる作成件数や作成率だけでなく、「実際の災害時に本当に機能する計画となっているのか」という視点から、現状と課題、さらには防災DXの活用も含めた今後の取組について質問いたします。

（１）個別避難計画の作成状況について

個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るための基礎となるものです。そのため、まずは対象者を正確に把握し、そのうちどの程度の方について計画が作成されているのかを明らかにする必要があります。

- ① 現在の避難行動要支援者名簿の登録者数は何人ですか。
- ② そのうち個別避難計画が作成されている人数と作成率をお示しください。
- ③ 国が優先的に作成を求めている要介護度の高い方や重度障がい者などの対象者について、対象者数及び作成済み人数、作成率をお示しください。
- ④ 個別避難計画が未作成となっている方について、その人数及び主な理由をど

のように把握していますか。

- ⑤ 今後、個別避難計画の作成をどのようなスケジュールで進め、いつまでにどの程度の作成率を目指すのか、具体的な目標をお示してください。

(2) 避難サポーターの確保について

個別避難計画は、実際に支援を行う人がいて初めて機能します。しかし、高齢化や地域の担い手不足が進む中、避難サポーターを確保すること自体が大きな課題になっていると考えます。

- ① 作成済みの個別避難計画のうち、避難サポーターが決まっていない計画は何件あり、全体の何%を占めていますか。
- ② 避難サポーターが確保できていない方について、本町はその実態をどのように把握し、どのような方法で支援体制を確保していますか。
- ③ 避難サポーター本人が被災した場合や不在の場合を想定し、複数の避難サポーターまたは代替サポーターを設定する仕組みとなっていますか。
- ④ 自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、福祉専門職との役割分担をどのように整理し、連携を進めていますか。
- ⑤ 地域だけでは避難サポーターを確保できない場合、行政としてどこまで支援を担うのか、本町の基本的な考え方をお示してください。

(3) 個別避難計画更新と情報管理について

個別避難計画は、一度作成すれば終わりではありません。要介護度や身体状況、服薬状況、家族構成、避難サポーターなどは年々変化します。情報が古いままであれば、災害時に適切な避難支援を行うことができません。

- ① 個別避難計画は、現在どのような頻度、方法で更新していますか。
- ② 対象者の状態や避難サポーター等に変更が生じた場合、それをどのように把握し、個別避難計画に反映していますか。
- ③ 長期間更新されていない個別避難計画や更新漏れとなっている個別避難計画がないか、本町としてどのように確認し、管理していますか。

(4) 避難訓練と個別避難計画の実効性について

どれほど詳細な計画が作成されていても、災害時に実際に避難できなければ十分とは言えません。そのためには、平時から個別避難計画に基づいた避難訓練を行い、実際に機能するかを検証し、改善を重ねることが重要です。

- ① 個別避難計画を活用した避難訓練を実施していますか。
- ② 実施している場合、これまでの実施件数、対象者数及び参加人数をお示しください。
- ③ 訓練によって、避難に要する時間、避難経路、避難サポーターの確保、移動手段、避難先での受入れなどについて、どのような課題が明らかになりましたか。
- ④ 今後、個別避難計画を作成した方について、実際の避難訓練によって個別避難計画の実効性を確認していく考えはありますか。

(5) 避難先の確保と福祉避難所の実効性について

個別避難計画では、「誰が支援するのか」と同時に、「どこへ避難するのか」を具体的に決めておく必要があります。

特に、車いすを利用している方、認知症の方、医療的ケアが必要な方、人工呼吸器や在宅酸素療法などで電源を必要とする方については、一般の避難所では、十分な対応が困難な場合があります。

- ① 個別避難計画を作成している方について、具体的な避難先は全員分定められていますか。定められていない方がいる場合、その人数及び理由をお示しください。
- ② 個別避難計画に記載されている避難先について、災害時に実際に受入れ可能であることまで確認されていますか。
- ③ 福祉避難所について、現在の指定箇所数及び受入れ可能人数はどの程度ですか。また、大規模災害時に想定される対象者数に対して、十分な受入れ能力が確保されていると考えていますか。
- ④ 本町では、避難所である小学校内に福祉避難室の整備を進めていますが、ど

のような方について受入れることを想定していますか。

- ⑤ 福祉避難室と福祉避難所の役割の違いを、本町としてどのように整理していますか。
- ⑥ 災害発生時、福祉避難室の開設及び運営を誰が担うことになっていますか。
- ⑦ 夜間や休日に災害が発生した場合でも、必要な職員や避難サポーターを確保し、速やかに福祉避難室を開設して受入れ体制を構築できる仕組みとなっていますか。

(6) 防災DX、デジタル技術活用について

個別避難計画は、対象者の状況が変化するたびに更新が必要です。

紙による管理だけでは、情報更新や関係者間の情報共有、災害時の迅速な確認などに限界があると考えます。

- ① 本町では、兵庫県で検討されている被災者支援システムの共同利用に参加されたと認識していますが、このシステムには個別避難計画の作成、更新、共有、マップ機能など、災害時の活用に関する機能がありますか。
- ② 現在、個別避難計画に関する情報をどのような方法で管理し、災害発生時にはどのように確認し、活用する仕組みとなっていますか。
- ③ 他自治体で導入されている防災アプリやクラウド型の個別避難計画システムなどについて、先進事例を調査し、導入する考えはありませんか。

(7) 今後の取組について

- ① 個別避難計画を「作成すること」から、「実際に命を守れる計画」へと発展させていくために、町長はどのような決意で取り組まれるのか、お聞かせください。

2 土山駅北周辺地区まちづくり事業及び庁舎建て替えを踏まえた持続可能な財政運営について

近年、全国の自治体では建設資材価格や人件費の高騰により、大型公共事業の事業費が当初の見込みを大幅に上回る事例が相次いでいます。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税収の大幅な増加が期待しにくい一方で、社会保障費や公共施設の維持・更新費などは、今後も増加していくことが予想されます。

さらに、最近のニュースでは、兵庫県が、令和13年度にも財政破綻の恐れがある「早期健全化団体」に転落する可能性があるとの報道もあり、地方自治体の持続可能な財政運営に対する住民の関心は、これまで以上に高まっていると考えます。

このような状況の中、本町では、「土山駅北周辺地区まちづくり」と「庁舎建て替え・公共施設の複合化」という、町の将来の財政運営に大きな影響を及ぼす二つの大型事業が進められようとしています。

庁舎建て替えについては、約15年後の建て替えを目標に、公共施設の複合化を進めることによって、将来40年間の施設維持・更新費を抑制する考えが示されています。

一方、最大規模の案では総事業費は約90.9億円と試算され、建て替えに備え、毎年度1億円の基金積立てを15年間継続する方針も示されています。今後、住民との意見交換会などを通じ、住民の意見が反映されていくものと認識しています。

しかし、もう一つの大型事業である土山駅北周辺地区まちづくり事業については、令和9年度の都市計画決定、令和10年度の事業認可を目指しているものの、現時点では総事業費や町の実質負担額などの全体像が、議会及び町民に示されていません。

土山駅北周辺地区まちづくり事業については、5年後の令和13年度から順次、移転補償や工事が開始される計画となっています。

約15年後の庁舎建て替えの時期とは必ずしも一致しないものの、この二つの大型事業は、それぞれ単独で判断するのではなく、町全体の財政運営という視点から、同時に検証する必要があると考えます。

町民が将来に不安を感じることなく安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、「いくら必要になるのか」「財源は確保できるのか」「将来世代への負担はどうなるのか」を分かりやすく示すことが行政の責務であると考えます。

(1) 二つの大型事業と持続可能な財政運営について

- ① 土山駅北周辺地区まちづくり事業について、現時点で想定している総事業費はいくらですか。

また、その財源について、国や県補助金、地方債、その他の財源、町の実質負担額をそれぞれどの程度と見込んでいますか。

- ② 土山駅北周辺地区まちづくり事業について、現時点まで事業費の全体像を示すことができていない理由は何ですか。

- ③ 庁舎建て替えでは毎年１億円を１５年間積み立てる計画ですが、土山駅北周辺地区まちづくり事業によって、この積立て計画に支障が生じる可能性はありませんか。

- ④ 二つの大型事業を同時に反映した今後２０年から３０年間程度の中長期の財政シミュレーションを作成していますか。

作成しているのであれば、その内容を議会及び町民に公表する考えはありますか。

作成していないのであれば、二つの大型事業が町財政に与える中長期的な影響を、どのような方法で検証しているのかお示してください。

- ⑤ 土山駅北周辺地区まちづくり事業では、整備後の道路や駅前広場などの維持管理費が、庁舎建て替えについても、新たな施設の維持管理費が長期にわたって発生します。

二つの事業について、初期の建設費だけでなく、完成後の維持管理費、修繕費、更新費などを含めたライフサイクルコストをそれぞれ試算していますか。

また、それらを町全体の将来の財政負担として一体的に検証していますか。

- ⑥ 今後、本町では、学校施設等の更新、橋梁・道路の老朽化対策、防災・減災対策、高齢者福祉、子育て支援など、多くの財政需要が見込まれます。

二つの大型事業を進めた場合でも、こうした住民生活に直結する行政サービスや公共施設の更新に必要な財源を確保できると判断していますか。

- ⑦ 町民が最も知りたいのは、それぞれの事業費だけではなく、「二つの大型事業を進めた場合、本町の財政が将来どのようなになるのか」ということです。

土山駅北周辺地区まちづくり事業と庁舎建て替えを一体的に位置付けた「長期財政計画」を策定し、今後２０年から３０年間の基金残高、地方債残高、実質公債費比率、将来負担比率、大型事業に係る年度別一般財源負担額などの推

移を議会及び町民へ公表する考えはありますか。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

無所属 小原 健一

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 証明書（戸籍等）の交付請求における利便性向上を	町 長
2 スポンサー制度の導入を	町 長
3 議会基本条例の解釈は	町 長

1 証明書（戸籍等）の交付請求における利便性向上を

我が国においては、所有者不明土地問題の解決に向けた手段の一つとして、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、罰則規定も設けられています。

国から義務付けられている相続登記を行うためには、戸籍や住民票の取得が必要になってきます。近場の役所であれば、直接窓口を取得に行くことができます。しかし、被相続人の戸籍の請求先は転籍などの事情もあるため、遠方の自治体になることが多いです。よって、戸籍を郵送請求することとなります。現在、戸籍等を郵送請求する際には、発行手数料は定額小為替を利用して申請書と一緒に送付させる方式を取っている自治体が多数を占めています。播磨町の現状も同様です。

この方式のデメリットは、定額小為替を購入するために平日の昼間に郵便局の窓口に行かなければならないこと、定額小為替を購入するには、額面を問わず1枚当たり200円の発行手数料が必要なことです。これらは請求者側で生じる問題ですが、行政の側から見ると、郵送されて来た定額小為替に不足が生じている場合、申請者に電話連絡をして不足分の定額小為替を再度送ってもらうという業務が発生する上に、申請者から不足分の定額小為替が郵送されて来るまでは事務処理が滞るという不都合があります。

そこで質問します。

- ① 住民と役場双方の不利益回避、利便性向上のために証明書等の郵送請求をする際には、キャッシュレス決済を利用できるように運用方法の改善を図るべきと考えますが、町の見解は。
- ② 一部の自治体では、戸籍や住民票などはマイナンバーカードを利用してオンライン請求、次いでキャッシュレス決済、その後に郵送で受領するという方式が可能となっていますが、播磨町の今後の展望は。

2 スポンサー制度の導入を

スポンサーとは、特定の団体やイベントなどに対して、資金・物品・サービスを提供し、その見返りとして広告露出やブランドイメージの向上といった権利・利益を得

る支援者のことです。提供をする側と支援を受ける側の両者の関係性によって、互いの目的が達成されるという構造を持っています。最近では、地域コミュニティとの結びつきを重視する企業が増えており、特に地方企業や中小企業にとっては、支援を通じて住民や自治体と良好な関係を築くことが、社会的評価の向上や信頼・共感の獲得につながり、長期的なブランド戦略の一環となっています。

ところで、自治体運営においては住民サービスの拡充は至上命題です。しかし、自治体の財源は有限です。長期的に持続可能な行財政運営を行っていくことと住民サービスの拡充を両立させ続けていくのは、非常に難しい課題と言わねばなりません。過度な財政支出を抑えながらも、住民サービスを拡充させていくための工夫や知恵が必要不可欠となります。

そこで質問します。

- ① 雑誌スポンサー制度とは、企業や団体に図書館に配置する雑誌の購入費用を負担するスポンサーになっていただき、最新号の雑誌カバーや背表紙にスポンサーの広告を掲載して、図書館利用者の閲覧に供する制度です。近隣においても高砂市、加東市や加西市で導入されています。図書館サービスの充実を進める意味でも、播磨町でも導入をすべきと考えるが、町の見解は。
- ② スポンサー花壇制度とは、企業や団体に公園や街路に設置されている花壇のスポンサーになっていただき、花壇に名前入りプレートを設置することができる仕組みです。播磨町においても、有効かつ実現可能なものであると考えるが、町の見解は。

3 議会基本条例の解釈は

地方自治法第96条第1項は、地方議会が議決すべきものとして、15の事項を制限列举で規定しています。しかし、住民ニーズの多様化、社会情勢の変化に伴い地方公共団体の行政運営の範囲も拡大しており、法に規定されている事件のみを議決するだけでは地方議会がその役割を十分に果たしているとはいえなくなっています。そこで全国各地の議会において、地方自治法第96条第2項を根拠にして、条例で地域の実情に応じた議決すべき事件を追加し、議決権の行使を通じて積極的に当該地方公共

団体の行政運営に関与しようとしています。

本町でも、播磨町議会基本条例第10条において、議決すべき事件として4項目を追加しているところです。その中の一つとして、「町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、特に重要なもの」が定められています。

近年では播磨町と企業や各種団体が提携や協定を締結する事例が増えています。企業等と行政が結んだ提携や協定により、行政運営の円滑化や住民サービスの拡充につながることは歓迎すべきことであると私は考えています。

そこで、質問します。

- ① 条文では「特に重要なもの」と規定されているが、町行政においては、特に重要なものであるか、そうでないかの判断基準をどこに置いているのか。
- ② どのような提携や協定であれば、「特に重要なもの」に該当して、議決すべき事件になると考えているのか。

令和8年8月31日

播磨町議会

議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員

公明党 大瀧 金三

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 非喫食児童生徒に対する給食費相当額の支援について	町 長
2 肺炎球菌結合型ワクチン接種の助成拡大について	町 長
3 新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の現状について	町 長
4 1か月児の健康診査について	町 長

1 非喫食児童生徒に対する給食費相当額の支援について

本町では、令和8年4月から国の給食費負担軽減交付金を活用して、小学校給食費の無償化を実施しています。

また、中学校給食費についても、町独自の財源により無償化を実施しています。

国は中学校の給食費の抜本的な負担軽減については「できるかぎり速やかに進める」としていますが、本町がいち早く無償化の決断をされたことは大いに評価しています。

文部科学省は、給食費負担軽減交付金の中で、非喫食児童生徒に対する支援も含めた制度設計を進めるよう、非喫食児童生徒及びその保護者を対象とした金銭給付やその他の給付を行う事業を交付金の対象経費として明確に位置づけています。

非喫食児童生徒への支援として、学校に在籍しているがやむを得ない事情で学校給食を食べられない児童生徒も支援の対象にできる、支援の方法は「金銭給付」や「クーポン等の給付」など自治体が工夫して決める、一人当たりの支給額は「給食の食材費相当額」を上限とする、既に生活保護の教育扶助や就学援助・特別支援教育就学奨励費等で給食費の全額がカバーされている場合は、二重補助にならないよう除外・調整することになっています。

このことから、制度上は「給食を実際に食べていない子供に対しても、給食の食材費に相当する支援を行う」ことが可能となっています。

そこで、以下の点について伺います。

- ① 中学校給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減につながる大変重要な施策であり、本町でも令和8年4月から無償化を実施しています。県内の実施状況はどのようになっていますか。
- ② 学校に在籍しているが、不登校や食物アレルギー、宗教上の理由、疾病などにより学校給食を食べることができない児童生徒の人数や現状は。
- ③ 学校給食費無償化は大変意義のある政策です。しかし、その恩恵を受けられない子供たちが取り残されることがあってはなりません。子供たち一人一人に寄り添い、必要な支援を受けられる環境を整えることが重要と考えます。非喫食児童生徒に対する支援の考えは。

2 肺炎球菌結合型ワクチン接種の助成拡大について

高齢者において、肺炎はがんや心疾患と並び主要な死亡原因の一つであり、その多くは肺炎球菌感染症や誤嚥性肺炎が占めています。特に65歳以上、なかでも75歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため肺炎の予防対策の重要性は高まっています。

国はこれまで、高齢者の肺炎予防対策として肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和6年度からは定期接種の対象が満65歳の方、及び満60歳以上65歳未満で一定の基礎疾患がある方に限定されました。

これにより、従来の経過措置年齢であった70歳、75歳といった5歳刻みの対象者が制度から外れることとなり、より肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念されています。

令和8年4月から定期接種に使用できるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）へ変更されました。沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンは免疫応答の質や持続性の面からもこれまでのワクチンより優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を期待しています。

本町は令和8年4月から再接種費用の助成として、満65歳以上の人で過去に肺炎球菌ワクチンを接種しており、かつ前回の肺炎球菌ワクチン接種から5年以上経過している人や心臓や腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス機能障がいに関する重い障がいのある人（身体障害者手帳1級の人）の再接種の助成を開始していることは評価しています。しかし、定期接種が65歳時のみに限られる現行制度のもとでは、65歳時に接種機会を逃した人は年齢を重ねるに従い大変不安を感じています。

令和8年4月から、65歳の定期接種で使用する高齢者用肺炎球菌ワクチンは、抗体の持続効果や質の高い沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）に変更されたことから、全ての高齢者に対して接種機会への拡充を図る必要があると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- ① 接種機会が、65歳時のみの1回限りとされています。65歳時に接種機会を逃してしまった人への経過措置として、70歳や75歳時での接種費用助成の考えは。

- ② 従来の23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの抗体は5年から7年とされていましたが、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、長期間抗体が続くとされていることから、65歳以上の全ての高齢者を対象に拡充する考えは。

3 新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の現状について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に入院や外出自粛を求められた「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられて、3年以上が経過しました。

社会経済活動は日常を取り戻したように見えますが、新型コロナウイルス感染症による脅威は全てなくなったわけではありません。

5類移行後、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減ってきています。しかし、感染して亡くなる人は、年間3万人を超えるなど、依然高い水準が続いています。

厚生労働省の調査によると、令和6年の死亡率は同じ5類のインフルエンザの約1.3倍になっています。そのうち65歳以上の高齢者が97%を占め、80歳以上に限れば79%になり、高齢者の死亡や重症化リスクは今なお高い状況にあります。果たして、こうした実態は住民に十分伝わっているのでしょうか。5類移行後、国の情報発信も少なくなってきており、社会全体の危機感は薄れつつありますが、高齢者や基礎疾患のある人にとっては、重大な病気であることを忘れてはなりません。

感染や重症化を防ぐために、新型コロナウイルスワクチン接種の重要性は依然として大きいですが、接種率は低迷しています。その要因の一つとして、令和6年3月で全額公費負担による無料接種が終了し、高額な自己負担が発生したことがあげられます。令和7年度からは国による自治体への助成も終了しています。

現在、新型コロナウイルス感染症は予防接種法に定める「B類疾病」の位置づけであり、65歳以上の高齢者と一定の基礎疾患などのある60歳から64歳までの方は、年に1回の定期接種を実施しています。接種費用は有料となりますが、低所得者には公費負担があります。国が自治体に交付しているのは総接種費用の3割程度となっています。これにより低所得者は無料で受けられるが、それ以外は自己負担が生じることが多くなります。その自己負担額は地域でばらつきがあり、令和7年度は全額無料

の自治体がある一方、自己負担額が1万円を超える自治体もあります。そのため、ワクチンの接種費用が高くて打てないという声も上がっています。

感染リスクが高い人に向けて、いま一度ワクチンの有効性を丁寧に周知するとともに、接種を受けやすい環境を整えることが重要と考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- ① 新型コロナウイルス感染症の町内での感染状況の情報収集はどのように行っていますか。
- ② 全国的には感染者数は減少傾向にありますが、集団感染の防止と撲滅対策として、任意接種となっている新型コロナウイルスワクチン接種を無料化にするなど、助成する考えは。
- ③ インフルエンザウイルス感染症の感染状況は、学校・学級単位で新聞等で公表されていますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が住民には分かりにくい状況になっています。定期的な注意喚起や情報発信の考えは。

4 1か月児の健康診査について

1か月児健康診査は、令和5年12月28日付こども家庭庁成育局長通知の「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」に記されているとおり、「早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、保護者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ること」を目的としています。

1か月児健康診査を行う具体的な項目として、身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与、育児上問題となる事項の6項目があげられています。

医師の健康診査により、支援が必要な場合には自治体の担当窓口へ報告があがるとともに、必要に応じて自治体の担当窓口と連携を図りながら、かかりつけ医等での継

続的な支援を行うことになっています。また、乳幼児健診が未受診であることを把握した場合や虐待の可能性が疑われる場合などは、こども家庭センター等の窓口や児童相談所に通告することになっています。

令和5年度より国は「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業を設けており、「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用について助成が行われています。補助率は、国が2分の1、町が2分の1で、国は早期の全国展開を目指しています。そこで、以下の点について伺います。

- ① 県内で令和8年度（令和8年4月1日現在）における1か月児健康診査事業の公費負担の状況を調べたところ、41市町中で8市2町のみが公費負担を実施していないことを確認しました。なぜ、本町が公費負担を実施していないのか理由を伺います。
- ② 1か月児健康診査は、疾病や異常の早期発見・早期治療につながる重要な健康診査です。1か月児健康診査の対象者の受診状況を把握していますか。
- ③ 本町で行っている乳幼児健康診査（乳児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）の受診率を伺います。